

佐賀県告示第213号

佐賀県同和対策推進協議会設置規程（昭和48年佐賀県告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 会長は副知事を、副会長は<u>くらし環境本部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>統括本部長、文化・スポーツ部長、健康福祉本部長、農林水産商工本部長、生産振興部長、県土づくり本部長、交通政策部長、経営支援本部長</u>、出納局長、人事委員会事務局長及び教育長をもって充てる。</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、<u>危機管理・広報課長、消防防災課長、人権・同和対策課長、こども未来課長、まなび課長、地域福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、雇用労働課長、商工課長、生産者支援課長、農産課長、水産課長、建設・技術課長、下水道課長、農山漁村課長、農地整備課長、建築住宅課長、職員課長、税務課長、市町支援課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び教育支援課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>前項に規定する者のほか、各本部長及び各部長が指名する者を幹事とする。</u></p> <p><u>4・5</u> 略</p> | <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 会長は副知事を、副会長は<u>県民環境部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>政策部長、危機管理・報道局長、総務部長、地域交流部長、文化・スポーツ交流局長、健康福祉部長、男女参画・こども局長、産業労働部長、農林水産部長、県土整備部長</u>、出納局長、人事委員会事務局長及び教育長をもって充てる。</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、<u>政策課長、広報広聴課長、消防防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、さが創生推進課長、市町支援課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和対策課長、福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、こども未来課長、産業企画課長、産業人材課長、経営支援課長、農政企画課長、生産者支援課長、農産課長、農山漁村課長、農地整備課長、水産課長、<u>県土企画課長</u>、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、<u>教育総務課長</u>、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び<u>保健体育課長</u>をもって充てる。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> |

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。